事業再生計画の概要

第１ 対象事業者の概要

１ 会社の概要

① 沿革

昭和 28 年 (1953 年) 設立(株式会社鳳商会)
昭和 29 年 (1954 年) 「PHENIX」ブランドのスキー用品の展開を開始
昭和 42 年 (1967 年) 現商号に変更
平成 6 年 (1994 年) ホテルグランフェニックス奥志賀オープン

② 資本金･株式

ｲ) 資本金 4 億 1200 万円

ﾛ) 発行済株式総数 8,240 千株

ﾊ) 主要株主(持株比率)(平成 16 年 7 月末日現在)
田島和彦及びその親族合計 44.0%

③ 本社･事業所等

ｲ) 本社
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 32 番 10 号
(登記簿上の本店所在地:東京都中央区日本橋室町 4 丁目 3 番 15 号)

ﾛ) 主な事業所等
大阪営業所(大阪市)
札幌営業所(札幌市)
テクニカルﾘｻｰﾁセンター(新潟県新発田市)
ホテルグランフェニックス奥志賀(長野県下高井郡)

④ 経営者

代表取締役社長 田島和彦

⑤ 従業員の状況

従業員数 435 名（平成 16 年 7 月末日現在）

⑥ 企業グループ

㈱フェニックスソーイング・上海韮尼克斯制衣有限公司ほかの製造子会社、PHENIX SKI&SPORTS, INC ほかの販売子会社など

2 事業の概要

各種スポーツウェアの製造販売等を行っている。

対象事業者は、「PHENIX」、「X-NIX」等の著名なブランド、また、機能性を追求したスポーツウェアの型紙作成等の技術力を有しており、スキーウェア・スノーボード市場においてはトップシェアを確保しているものである。

3 財務内容（平成 16 年 5 月期）

売　上　高：	15,970 百万円	
営 業 損 失：	796 百万円	
経 常 損 失：	1,151 百万円	
当 期 損 失：	1,206 百万円	
借入金総額：	12,081 百万円	（平成 16 年 8 月 30 日現在）

4 主要債権者

三井住友銀行ほか

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、バブル崩壊後の個人消費の低迷により、スキーウェア・スノーボードウェアの市場が年々縮小する状況下において、人件費等の固定費の削減等が十分に行われなかったこと、また、ホテル事業への進出に係る資金の調達等のために行った借入等による有利子負債の存在等を原因として、窮境に陥っていた。

このような状況のもと、対象事業者及びメイン銀行は、過剰な有利子負債

を解消するとともに、事業の見直しを行い事業の再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3　事業計画等の概要

1　事業計画

①　ターゲット顧客及びマーチャンダイジングの各見直し

無計画に実需を上回る生産を継続してきたこと、また、企画・製造・販売部門の連携不足により、市場のニーズに必ずしもマッチしていない製品の生産が継続されてきたこと等に対する反省を受けて、各部門の連携の下、ターゲット顧客を明確にするとともに、デザイン・数量・チャネル・販促手段につき見直しを行い、もって商品競争力の強化を図る。

②　効率的なローコストオペレーションの実現

市場縮小に対応した各種固定費の削減、重複機能の見直し等により、効率的なローコストオペレーションを実現する。

③　数値計画

平成 20 年 5 月期において、売上高約 150 億円、営業利益約 3.5 億円を見込む。

2　組織再編等

オリックス株式会社がスポンサーとなり、その支配下にある会社（以下「新会社」という。）に対し、同じく支配下にある会社又は組合を通じて、事業再構築に必要な資金の出資を行い、新会社が金融支援後の有利子負債を含む対象事業者の営業（一部を除く。但し、従業員はすべて承継する。）を会社分割により承継する。その後、対象事業者は解散･清算する。

3　金融支援の概要

金融機関等に対し、約 84 億円の債権放棄を依頼する。

第4　支援基準適合性

1　生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本利益率が 2%ポイント以上、有形固定資産回転率が 5%以上、及び、従業員一人あたり付加価値額が 6%以上、それぞれ向上することとなる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることとなる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回るものと見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の遂行により、対象事業者の営業を承継する新会社においては、金利負担能力に問題を生じない。また、本事業再生計画の遂行により、新会社における有利子負債のキャッシュフローに対する比率が、同業他企業と比較し遜色のないものとなることから、3 年以内のリファイナンス等の可能性が十分に認められる。

5 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画の遂行により、対象事業につき、供給能力の増加が図られるものではないため、本事業再生計画は、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条の「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には、労働組合が存在しない。今後直ちに従業員代表と協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

代表取締役社長以下の取締役は新会社の取締役とならない。退職慰労金の受領も辞退するとともに、責任をもって対象事業者の清算を結了させる。対象事業者が保有する新会社の株式については譲渡等する予定であり、対象事業者取締

役の対象事業者を通じての新会社に対する影響力は排除される。

第6　株主の責任

対象事業者は残余財産なく解散･清算する。対象事業者が保有する新会社の株式については譲渡等する予定であり、対象事業者株主の対象事業者を通じての新会社に対する影響力は排除される。

以　上